

圏央道の開通に伴う外環道の新料金について

○平成28年4月1日より導入してきた首都圏の新たな高速道路料金について、圏央道(境古河～つくば中央)が平成29年2月26日に開通することに伴い、同日午前0時より、外環道の料金を、対距離制を基本とした料金へ移行します。



大泉JCT⇄三郷南 (33.5km)

ETC車は上限料金を適用

現行	対距離	ETC
510円	1,230円 (+720円)	750円

大泉JCT⇄川口JCT (17.5km)

ETC車は現行料金に据置き

現行	対距離	ETC
510円	720円 (+210円)	510円

大泉JCT⇄和光 (3.2km)

ETC車は下限料金を適用

現行	対距離	ETC
510円	260円 (▲250円)	270円

大泉JCT⇄草加 (22.2km)

ETC車は現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準

現行	対距離	ETC
510円	870円 (+360円)	660円

(注1) 非ETC車については、均一料金制を継続し、ETC車の最大料金を適用します。ただし、和光・和光北→大泉JCT等の、端末方向への短距離利用については、当面、現行料金(510円)に据置きます。
 (注2) 外環道の料金は、他の道路とは別に計算します(利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を別途課金)。
 (注3) 千葉外環(三郷南～高谷JCT(仮称))、東京外環(東名JCT(仮称)～大泉JCT)の開通に伴う延伸距離に応じて、上限料金を1,020円、1,300円へと引き上げます。

外環道を迂回利用した場合の料金調整について

○平成29年2月26日(日)0時から、首都高速道路都心環状線内のICを発着し放射高速道路を利用するETC車が、外環道を1ジャンクション(JCT)間のみ迂回利用した場合であっても、原則として、直行した場合と同じ通行料金となるよう、首都高速道路と外環道の通行料金を調整します。

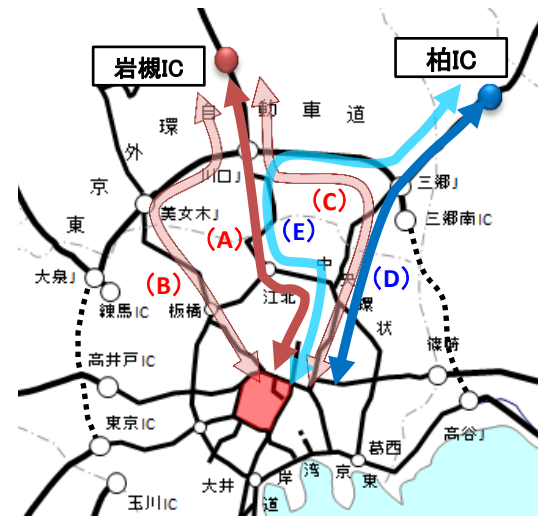
○環状機能を有する外環道で通行料金を調整し(①)、調整しきれない場合は、さらに首都高速道路で通行料金の調整を行います(②)。

① 東北道(岩槻IC)⇄都心環状線(霞が関IC)

直行経路 (A)	岩槻 → 東北道 → 川口JCT → 首都高 → 都心	460円 → 930円	1390円
美女木JCT 経由 (B)	岩槻 → 東北道 → 川口JCT → 外環道 → 美女木JCT → 首都高 → 都心	460円 → 460⇒50円 → 880円	1800円 ⇒ 1390円
三郷JCT 経由 (C)	岩槻 → 東北道 → 川口JCT → 外環道 → 三郷JCT → 首都高 → 都心	460円 → 510⇒70円 → 860円	1830円 ⇒ 1390円

② 常磐道(柏IC)⇄都心環状線(霞が関IC)

直行経路 (D)	柏 → 常磐道 → 三郷JCT → 首都高 → 都心	510円 → 860円	1370円
川口JCT 経由 (E)	柏 → 常磐道 → 三郷JCT → 外環道 → 川口JCT → 首都高 → 都心	510円 → 510⇒0円 → 930⇒860円	1950円 ⇒ 1370円



(注1) ETC車・普通車の料金で、現行のNEXCOの料金割引は考慮していません。
 (注2) 料金所の料金表示器やETC車載器などには、首都高速道路と外環道の調整後の料金が表示されません。後日、カード会社などからの請求は調整後の料金となります。
 (注3) 首都高速道路と外環道、外環道と放射高速道路をそれぞれ一定時間以内において通過する場合において料金の調整が行われます。